

「認知症施策推進関係閣僚会議幹事会」の設置について

平成 30 年 12 月 25 日
認 知 症 施 策 推 進
関 係 閣 僚 会 議 決 定
令 和 3 年 12 月 17 日
一 部 改 正

- 1 認知症に係る諸課題について、関係府省庁が十分連携して総合的な施策を推進するため、認知症施策推進関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。
- 2 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めることは、関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房副長官補（内政担当）
議長代理 厚生労働省医務技監
構成員 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局事務局次長
内閣官房健康・医療戦略室次長
内閣府政策統括官（政策調整担当）
警察庁生活安全局長
金融庁監督局長
消費者庁次長
総務省地域力創造審議官
法務省大臣官房長
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省老健局長
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省商務・サービス審議官
国土交通省総合政策局長

- 3 会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。